

掛川市告示第33号

森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）附則第5条第1項の規定により掛川市森林整備計画を変更したので、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第4項で準用する第10条の5第8項の規定により公表する。

平成24年3月30日

掛川市長 松 井 三 郎

掛川市森林整備計画の変更案の縦覧期間満了の日まで申立てのあった意見の要旨及び当該意見の  
処理結果

なし